

原著論文

産業政策の中のいわき（上）

土谷 幸久*

*いわき明星大学教養学部

論文要旨

戦後、政府は荒廃した国土の復興と発展のため様々な産業政策を採ってきた。いわき市の誕生自体が、最初の全国総合開発計画における新産業都市指定の一環によるものであり、その後のいわき市の発展も産業政策や中小企業対策と無縁ではなかった。しかし、地元の努力や進出事業所による雇用促進効果にも拘わらず、人口は当初の計画に比べ伸び悩んでいる。その理由は、東京圏へ進学した若者が帰省しないこと、また東京圏へ移住することである。

では、東京の大企業やその協力会社がいわきに進出してきているのだろうか。そうではない。産業政策の直接的帰結は、一工場、一事業所が立地するのみで、本社機能が全て移転してきたケースは少なかった。それ故、いわきの人間が就職しても先々のコースは知っている場合が多かった。故に地元就職を諦める者が出てくるのである。

しかし、全国的知名度を有するものを含めて、地元根差した企業も多く勃興してきており、いわきの地は今後の発展が期待される土地となった。これ等の幾つかは、外来の企業の進出によって発展したものであり、産業政策は間接的効果という面で、真に成功したのである。

キーワード : 新産業都市、工業団地、いわき市

1945(昭和20)年8月15日、日本は無条件降伏した。国土は荒廃し生産手段の多くも失われた。政府は、あらゆる政策を動員し復興に掛からなければならなかった。

全てが消耗した中、産業の復旧が重要な柱の1つであった。政府が初めに掲げた政策は、傾斜生産方式であった。生産手段としての石炭、鉄鋼の復旧は焦眉の急であった。また戦後簇生した中小企業の保護・育成・強化も大事な柱であった。

産業経済政策の内、いわき市に最も大きな影響を及ぼしたのは1962(昭和37)年の新産業都市計画である。理由は新産業都市に指定されることで広域合併して、いわき市が成立したからである。そこで、いわきに立地する企業の外部環境としての初期の地方産業政策と中小企業政策について顧みる。後半は新産業都市計画がいわき地域に及ぼした影響を論じる。

新産業都市計画は、社会インフラの整備等、市の発展に寄与したことは間違いない。

しかし、新産業都市計画自体は国主体の政策であり、その一部に市が関与したという姿が浮き彫りとなった。元より市の財政力には限界があり、今日の産業振興、人口等、市の発展に活かし切れなかったといわざるを得ない。国や県が中心となった事業であったが故に、細部にまで目が行き届かず、産業集積・相乗効果が当初期待したほどの成果に結び付かなかつたのではないだろうか。

そのような中、幾多の政策的努力の継続の中から、独自の展望、意志、資源等を蓄積した地元企業も多数現れてきている。その企業群像を支えたのはいわき市やいわき商工会議所等である。各種団体や行政が行ったことは弥縫策ではなかった。いわき市という有機体に血流を通す事業であった。その細かな作業があつたが故、新産業都市に指定されたことの成果が実を結びつつあるといえる。戦後の幾多の産業政策は、いわきの地においては、効果は大きかつたといふことができる。

1. 全国総合開発計画

焦土からの復興のためには、国土の均衡ある発展が望まれた。必然、産業政策は、地方産業政策の色合いを濃くするものとなった。具体的には、全国総合開発計画という形で展開されることになる。ここで、その概略を回顧する。

1-1 終戦直後の産業政策

(1) 傾斜生産方式

傾斜生産方式とは、限られた資源と資金の配分を市場任せにはせず、計画的に遂行することで産業成長を速めることを目的とした政策である。具体的には、重油の緊急輸入による鉄鋼の増産、その鋼材を炭坑に傾斜投入することで石炭の増産を図り、増産した石炭を鉄鋼の生産に傾斜投入するという、マルクス経済学の再生産表式さながらの石炭と鉄鋼の間で相互循環的に生産を増加させ、併せて市場に石炭供給することを目的とした政策であつた。

終戦直後、鋳工業生産は戦前の1935～37年平均に対して1割にも達しない水準まで落ち込んでいた。終戦の翌年には、縮小再生産の様相が次第に濃厚となり、政府は1946(昭和21)年12月24日に経済危機突破の基本方針として、1947(昭和22)年度の石炭生産3千万トンの目標を、吉田内閣において閣議決定した。傾斜生産方式はここから始まる。実施は1947年からとなつた。1947年常磐炭鋳に、昭和天皇と水谷商務大臣が来られたのもその一環である。

1947(昭和22)年1月に発足した復興金融公庫も、融資の重点を石炭、鉄鋼の両産業に置いた。これ等安定帯物資には低い消費者価格を公定価格として設定し、生産者価格との差額を価格差補給金として財政支出するという方式が取られた。

復興金融公庫融資と価格差補給金は、この時期における生産の増大を支えた政策として有効であった。しかし同時に、財政金融面からインフレ要因を作り出すことでもあった。

先に重油の緊急輸入と書いた。これは相互循環生産的傾斜生産を起動させる起爆材であった。しかし、GHQが応じ輸入できたのは、1947年6月にずれ込んでいた。そのため同年中に石炭生産3千万トンという目標は、達成できなかった。しかし、石炭に関しては各種の優遇、奨励政策の効果もあり47年1-3月期において既に計画遂行率は93%となっていた。しかしながら銑鉄については70%、普通鋼鋼材についても76%に留まり相互循環的な生産は適わなかった。傾斜生産方式の計画がほぼ達成されるのは、重油が届いた翌48年である。

しかし、荒廃した国土からの経済浮揚の真の立役者は、傾斜生産方式とガリオア資金により輸入食料を大量放出し、次いでエアロ資金により原材料輸入の援助を行った進駐軍・アメリカであったとの指摘もある。

経済は浮揚したが、多くの生産部門を犠牲にして石炭と鉄鋼に傾斜したためモノ不足となり、復興金融公庫による過剰な資金投入に伴う通貨供給量の増大などの要因からインフレが進行した。復興のための苦肉の策とはいえ、国家独占資本主義との批判も招いた¹⁾。

(2) ドッジ・ライン

インフレ収束と統制経済的政策の転換のため、GHQは1949(昭和24)年ドッジ・ライン導入を指示した。その要諦は、総予算の均衡、徴税の強化、信用制限、賃金の安定を中心に置いて、財政の健全化と価格機構の復活を求める政策であった。具体的には、1949年度予算における総合予算の真の均衡を達成することが示された。

結果的にインフレは収束したが、国内需要や輸出が停滞しデフレが進行することになった。但し、1ドル=360円という単一為替レートが設定された。またデフレに対処するために傾斜生産方式が見直され、同一産業部門においては効率の良い企業に資金・資材を投入するという集中生産方式に転換することとなった。すなわち、国際競争力強化を狙い、その育成のため、企業の合理化が推進されたのである。その一環として1949(昭和24)年復興金融公庫の新規融資は停止され、1951(昭和26)年には同公庫は解散、日本開発銀行への貸付債権承継に至るのである。なお、常磐地方に関係する石炭産業については、1949年に統制が撤廃されたのだが、50年代の世界的なエネルギー革命の進行中、石油への急速な転換が迫られ、1959(昭和34)年構造不況業種に位置付けられることになるのである。

(3) 朝鮮戦争

1950(昭和25)年6月朝鮮戦争が勃発した。53年7月に休戦となるまで、4年間にわ

たり戦争が続き、我が国の経済復興に多大な影響を与えた。

戦争勃発直後の8月には横浜に在日兵站司令部が置かれ、主に直接調達方式により大量の物資が発注され、特需景気をもたらした。その額は、1950年から1952年までの3年間に特需として10億ドル、間接特需は55年までに36億ドルといわれている。にわかには好景気となった。

しかし、戦争特需と輸出拡大による好景気であったために、インフレが再燃し、国際収支も悪化する事態となった。このインフレは、戦争によるものというより海外のグレーマーケットの急騰によるものであった。その結果、生産財価格が消費財価格を上回る事となった。さらに、国内の原材料価格の高騰、賃金の上昇にまで波及し、結果的に景気は急激に冷え込む事となった。

(4)生産性向上運動

通産省は生産性を向上させるために日本生産性本部を設置することを、1954(昭和29)年に決めた。これは欧米の経営の実態を学び生産性を向上させるためであった。特に戦後簇生した中小企業にとって、アメリカの経営を学ぶ機会が過去にはなく、幾度かの視察により導入すべき技術と手法、キャッチアップの目標などを直ぐにジャパナイズして吸収し、広く生産性向上運動として展開したのであった。1947(昭和22)年に閣議決定された中小企業振興対策要綱の二に、「中小企業の振興は高度の科学的能率経営を第一義とし非能率経営の排除を期するものとする」とある如く、中小企業の育成と発展、効率化は急務であった²⁾。

1-2 第一次全国総合開発計画

(1)全国総合開発計画の背景

全国総合開発計画は、1962(昭和37)年10月5日、池田内閣において閣議決定された。背景にあるのは、高度成長経済への移行、過大都市問題、所得格差の拡大、所得倍増計画の実施である。基本目標は、国土の均衡ある発展のため、都市の過大化による生産面・生活面の諸問題や地域による生産性の格差について、国民経済的視点からの総合的解決を図るというものであった。同時に、当時の産業界の現実、農閑期に季節労働あるいは長期の出稼ぎ労働として、地方労働力を首都圏に集中させることで成り立つという実情であった。言い換えれば、地方農民の家族の解体の上に成立していたといえる。日本の工業を発展させ高度経済成長を推し進めるためには、均衡ある発展が不可欠である。そのための全国総合開発計画であった。都市過大化の防止と地域間格差の縮小、資源の有効利用、資本、労働、技術等の適切な地域配分が目指された。

全国総合開発計画に先立つ1950(昭和25)年、国土総合開発法が制定された。同法において、全国総合開発計画、都府県総合開発計画、地方総合開発計画、特定地域総合開

発計画が企図されていた。しかし、所得倍増計画に触発され、全国総合開発計画の立案作業だけが進められ、他は遅延したのである³⁾。

同開発計画の根拠法である国土総合開発法では、19の特定地域総合開発計画の策定、推進に重点が置かれ、全国を対象とした構想ではなかった。その後、朝鮮特需を契機に復興から成長への軌道に乗ったことから、特定地域に留まらず全国を対象に総合的な開発計画の必要性が認識されるに至った。このような中、1954(昭和29)年に経済審議庁計画部から「総合開発の構想(案)」が発表された。国土総合開発法に基づく「全国総合開発計画」として位置づけることを目指して作成された。同計画は、目標年次を1965(昭和40)年とする総合的な長期計画であった。なお、公表された「構想」は経済審議庁の計画部の資料との扱いであったが、我が国において初の総合計画と評し得るものであった。

全国総合開発計画実施直前の1960(昭和35)年、池田内閣は国民所得倍増計画を策定した。この中で、太平洋ベルト地帯構想が打ち出された。当時の社会経済情勢等が背景となって、開発基調・量的拡大が志向されていたのである。すなわち、所得倍増を達成するためには、太平洋ベルト地域の工業開発を重視せざるを得なかったのである。しかし、この太平洋ベルト地帯構想は、地域発展と所得の格差を助長しかねないと、その他の地域からの強い批判を受けることとなった。これより、公共投資の地域配分の偏頗性の是正が地域政策の要となったのである。このような中、1961(昭和36)年6月に通商産業省から工業適正配置構想が示され、翌7月に地域間の均衡ある発展を図ることを目標とした全国総合開発計画の草案が閣議了解され、1962年正式に閣議決定されたのである。

(2)新産業都市計画と工業整備特別地域

①全国総合開発計画においては、資本、労働、技術等の諸資源の適切な地域配分が、基本課題として挙げられた。そのため、目標達成のため工業の分散を図ることが必要とされ、東京等の既成大集積と関連させつつ開発拠点を配置し、交通通信施設によりこれを有機的に連絡させ相互に影響させると同時に、周辺地域の特性を生かしながら連鎖反動的に開発を進め地域間の均衡ある発展を実現するとして、拠点開発構想が練られた。すなわち、これ等が創発的に発展し、将来産業集積が形成されるという醸成効果が期待されていたのである。

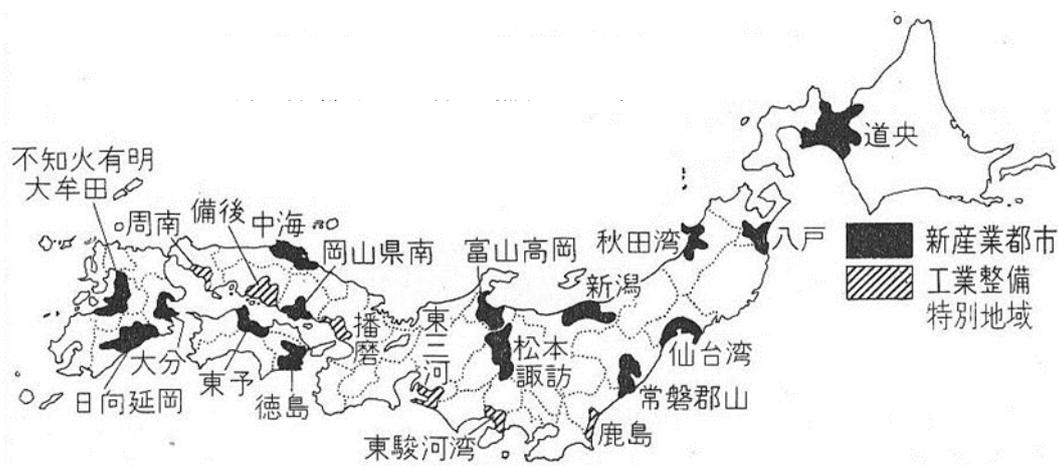
全国総合開発計画の下、1962(昭和37)年に新産業都市計画、1964年に工業整備特別地域が指定された。何れも工業発展のポテンシャルを有する地域を開発拠点として位置づけ、交通基盤、用地・用水の確保、労働力の確保のための基盤整備等を行うことにより、各地方の開発発展の中核となるべき都市を建設整備することを目標としていた。地方に工場を誘致・建設し、雇用の受け皿を確保することで、全国に地方中核都市を造り、当時問題となっていた大都市の過密問題の解決、地域格差の是正を図ろうとするもので

あった。

当時の基幹産業は、鉄鋼、石油等の重厚長大産業であったが、これ等の産業が立地することにより相互に関連を持つ大規模コンビナートが形成され、さらにそれが核となって関連産業が立地し、相当規模の産業都市が育成され、地域開発の拠点となることが想定されていた。このため、大規模な基盤施設整備及び産業立地が可能な21地域が新産・工特地区として指定されたが、これ等の地区に対しては基盤施設整備が大規模に及ぶことから、財政特別措置等これ以降の地方産業振興策では見られない手厚い支援措置が用意された。

②新産業都市と工業整備特別地域は、初めから2つの制度が用意されていたわけではない。当初は新産業都市のみを10箇所程度に指定する方針であったのが、着想から立法、地区選定へと進む過程で、関連省庁間の意向を調整する中で指定方針が変化・拡大し、全国からの陳情と指定箇所の均衡を図る動きの中で、工業整備特別地域制度が新たに追加され、指定地区数も大幅に増加した⁴⁾。地方に中核都市を建設するという構想は、やがて各省庁を動かした。しかし、何れの省庁の構想も開発が遅れている地方での拠点開発、100万都市と50-30万都市の建設、四大工業地帯の補完などの共通点はあるものの、内容には省庁ごとの姿勢の違いがあり、容易に一本化できるものではなかった。

図1-1 全国総合開発計画指定地区



<http://blog.goo.ne.jp/morinoizumi33/e/398cda765c1d52a6bc3805548d294aa8>

このような中、経済企画庁は、用地・用水の確保、輸送の利便性、一定程度の成長見込みがあること、工場誘致実績があり立地条件整備が行われつつあるところなどの指定基準と、①臨海立地型工業開発に重点を置く、②全国総合開発計画でいう開発地域を優先する、③概ね10ヶ所の指定などの指定方針を打ち出した。そして、1962(昭和37)年新産業都市建設促進法が制定された。一方通産省からは工業振興の観点や企業の生産拡大のためには、鹿島、東駿河湾、東三河、播磨等など、太平洋岸ベルト地帯で既存の工業地帯に隣接またはそれ等を補完する整備地域にも地区指定をすべきとの主張があり、経済企画庁との意見調整によって、新産業都市とは別に工業整備特別地域を創設し、6ヶ

所を指定することとなった⁵⁾。1964(昭和39)年成立の工業整備特別地域整備促進法の第一条に、工業の立地条件が優れており、かつ、工業が比較的開発され、投資効果も高いと認められる地域について、工業の基盤となる施設その他の施設を一層整備することにより、その地域における工業の発展を促進し、もって国土の均衡ある開発発展及び国民経済の発達に資することを目的とすると述べているが、都市近郊にあるいは接続地域にあり、同計画を立案した池田内閣の太平洋ベルト地帯構想に合致する地域が選定された。さらに地方間のバランスなどを考慮して、1965年に秋田湾、1966年に中海が新産業都市に追加指定され、最終的には合計15ヶ所の新産業都市と6ヶ所の合計21ヶ所が指定されることとなった⁶⁾。

③2種の地域を見比べると、1つのことが見えてくる。新産業都市については、新産業都市建設促進法で規定された計画であり、その第一条には、大都市における人口及び産業の過度の集中を防止し、並びに地域格差の是正を図るとともに、雇用の安定を図るため、産業の立地条件及び都市施設を整備することにより、その地方の開発発展の中核となるべき新産業都市の建設を促進し、もって国土の均衡ある開発発展及び国民経済の発達に資することを目的とすると謳われている。図1-1を見ると、道央、常磐など炭坑地域が指定されているが、多くが大都市からは遠隔地にあり、鉱業等、昭和30年代既に衰退を予感させる地域も含まれていた。すなわち、多数の鉱山・炭坑労働者を抱えて人口が肥大していた道央、常磐、東予、大牟田などの地区に、炭坑に替わる新たな産業基盤を整備することも目的の1つであったということが窺える。

(3) 成果

池田内閣の所得倍増計画は成功裏に推移し、高度経済成長が続いた。そのため、産業、人口の都市部集中が続いた。前述のように全国総合開発計画のみが先行し、都府県総合開発計画、地方総合開発計画、特定地域総合開発計画の策定が遅延したためか、結果的に、地方の過疎化、疲弊状態が解消されることはなかった。

事実、米原(1983)は新産業都市計画と工業整備特別地域について、大要次のように総括している⁷⁾。(a)新産業都市の地域では目標とする産業発展の規模は概ね達成しているが、人口目標は達成していない。(b)経済成長は太平洋ベルト地帯の発展によりもたらされたものであり、新産業都市指定地域は逆に相対的に低迷したまま推移した。結局、集中防止・分散促進という目標は達成できなかった。(c)新産業都市計画と工業整備特別地域の本来の目標である新産業の創出という点では、岡山の水島地区など限定的な成果しか上げ得なかった。

1-3 第二次全国総合開発計画

政府は、「昭和30年代における目ざましい発展は、この形態のうえに、さらに諸機能が累積するという形で行なわれたため、局部的な高密度地域においては過密現象が見られ、反面、低密度地域においては過疎現象が見られる」と総括し、過密・過疎現象は国民生活の快適性と安全性を損ね、経済の効率性を阻害するとして、昭和40年代には産業と人口の効率的分散化を図り豊かな環境の創造と国民生活の調和的発展を図るべきと考え、1950(昭和25)年の国土総合開発法に基づき、1969(昭和47)年新全国総合開発計画を閣議決定した⁸⁾。分散化の根拠としては情報化・国際化・技術革新の進展が顕著になっていたことも挙げられる。すなわち、高度経済成長は一段と進み、それに伴う人口と産業の都市集中による弊害が増大する傾向にあることに対処するための策定であった。目標年次は1985(昭和60)年であった。

目的は、(a)長期的な自然と生活・活動の調和、(b)開発条件の整備による開発可能性の全国への均衡的波及、(c)地域特性を活かした国土利用の再編効率化、(d)安全、快適、文化的環境の整備保全であった。

その戦略として大規模開発プロジェクト方式が採用された。具体的には、高速道路、新幹線、通信網など全国的なネットワークの整備と、大規模工業基地、農業基地、観光基地、流通基地などの産業開発プロジェクトの推進、水資源、住宅・都市環境の整備、歴史・文化環境の保全などであった。その中には、生活における余暇活動を扱うなど先進的な内容であった。

しかし、1971(昭和46)年のドルショック、1973(昭和48)年の第一次オイルショック、その間に成立した田中内閣が過疎と過密の同時解消を政策目標として掲げた『列島改造論』の実施などから、地価高騰とインフレーションを招き、公害も深刻化して、社会経済環境は悪化した。そのため、政府は新全国総合開発計画の見直しを余儀なくされた。

しかし、新幹線の整備に関しては、今日も列島の主幹線として生かされている。大規模工業開発については、志布志湾後背地に畜産地帯への飼料供給地としての骨格が形成されるなどの成功例もあるが、苫小牧東、むつ・小川原等計画後の用地の処分に悩む地域もあった。環境要因もあるが、計画に無理な部分もあったともいえるであろう。

1-4 第三次全国総合開発計画

ドルショックとオイルショック、『列島改造論』等の混乱を経て高度経済成長も終わりを告げた。新全総に盛り込まれた大規模プロジェクトの推進による国土利用の偏在の是正は頓挫することになった。1970(昭和45)年に8.1%であった実質経済成長率は1974(昭和49)年にはマイナスに転じ-0.2%まで落ち込んだ。また高速道路の建設、新幹線鉄道網の拡大等の大規模プロジェクトは、環境悪化、地価の高騰、大都市への人口集中を招いた。そのため1974年には開発規制、地価抑制の目的で国土利用計画法が制定された、これは目標を達成するため一定以上の土地取引に関しては知事の認可を必要

とすること、知事が取引を規制できる規制区域を指定できることなどを規定したもので、事実上新全総の開発方式における弊害を自認したものであった。こうして、新全総が決定されてから8年、第三次全国総合開発計画が閣議決定されたのは1977(昭和52)年11月のことであった。基準年次を1976年とし、85年目標年次としていた。

限られた国土資源を前提として、地域特性を生かしつつ、歴史的、伝統的文化に根差し、人間と自然の調和のとれた安定感のある健康で文化的な人間居住の総合的環境を計画的に整備することを目標としていた。

新全総で叶わなかった過疎と過密の均衡を図ることや、地方中核都市を基軸とする人間居住の総合的環境の計画的整備を目標とした定住圏構想を計画の中心に置いたことは注目すべき点である。すなわち、都市と農山漁村を一体とした基本的な生活の圏域を1つの定住圏と設定して、それに地域開発の基礎を置くと共に、その適切な運営を図ることにより、住民1人ひとりの創造的な活動によって、安定した国土の上に総合的居住環境を形成することが可能となる、というものであった。これは全総及び新全総がそれぞれ拠点開発方式、大規模プロジェクト構想など点から線への開発方式へと展開されたのに対して、面的な開発方式を採用しているところにその特色が求められる。また、それまでのいわゆるハードウェア的な開発指向から多少なりとも脱却して初めて暮らしやすさ、住み良さなどの要素を取り入れたことにも着目できる。具体的には、79年に44圏のモデル定住圏を指定した。

しかし、上下水道等社会資本の整備や産業誘致など国庫補助金に頼った地域開発志向が強く、居住環境の整備に関しては芳しい成果は上げられなかった。そのような中、70年代後半より財政再建論議が起こり公共事業等の高率補助金が打切られことになった。体力の弱い地方自治体では計画を遂行することを得ず、フォローアップ作業が必要との認識に至った。

1-5 第四次全国総合開発計画

1983(昭和58)年10月の国土審議会において、三次全総のフォローアップ作業報告を受け、1986年を目途に第四次の全国総合開発計画を策定することが決められ、翌87年6月の閣議で決定された。目標年次は2000年とされていた。

基本目標として、東京圏への人口の一極集中の是正、輸出依存型産業や素材型産業の不振による地方の雇用問題・産業構造転換問題の改善、地方主要都市を連絡する全国的なネットワークの構築、国際化の進展への対応、第三次全国総合開発計画の定住圏構想の進展などが盛り込まれた。特に、全国的なネットワークは、東京圏に関西・名古屋圏を加えた大都市圏に、札幌、広島、福岡 - 北九州などの地方中枢・中核都市の振興を図ることによって、三大都市圏 - (地方中枢・中核都市群) - (地方中心・中小都市群) - (農山漁村)という多極分散型国土形成であり、かつそれ等からなる交流ネットワーク構造

を構築することを目的とした構想であった。そのために基幹交通、ISDNなどの情報・通信網の整備も検討された。また、交流の内容として、国、地方、民間諸団体の連携により多様な交流の構図を描いていた。

そもそも四全総の検討のスタート時には、好悪二面性があったといえる。良い面は、我が国製造業におけるハイテク型技術革新への日本的経営による適応の成功という面があったという点である。しかし、ハイテク産業の国際的な評価の高まりによって、技術革新・情報化・国際化が進み、中央と地方の格差が再び拡大し始めるという状況への対処が契機となったのである。

一方悪い面としては、我が国ハイテク産業の国際的な評価が高まった直後の1985(昭和60)年、プラザ合意後の円高不況による危機感、手詰まり感の中で検討が始まったという点である。検討過程で東京圏の地価高騰が本格化し、閣議決定は東京一極集中の弊害やバブル経済のピーク時と重なることとなった。こうした中、87年の総合保養地域整備法、関西文化学術研究都市建設促進法、翌88年の頭脳立地法、99年の地方拠点法や大阪湾臨海地域開発整備法など種々の地域開発法制度を伴いながら、民間活力の導入も図り、東京圏の臨海部開発や業務核都市整備などの大規模な都市開発プロジェクト、前記の大規模プロジェクトから地方都市の小規模なソフトパークまで様々な研究開発拠点の整備、さらには北海道から沖縄まで42地域ものリゾート地域整備など、全国各地で様々なプロジェクトが乱立気味に計画され、事業が着手された。しかしながら、それらの多くはその後のバブル経済の崩壊と金融不安、国及び地方公共団体の財政悪化などによって大きな影響を受け、見直しを余儀なくされた。

1-6 21世紀の国土のグランドデザイン

バブル経済が崩壊するとともに四全総は計画と現実の乖離を露呈する形となり、1998(平成10)年3月橋本内閣によって次期計画が策定されると、四全総はその役割を終えた。次期計画の目標年度は、2010年から2015年とされた。

五全総は、バブル経済崩壊後の低迷から構造不況に陥っている最中での計画であった。公共投資お抑制が求められる中、これまでの全総とは異なる計画となった。名称も五全総ではなく、「21世紀の国土のグランドデザイン—地域の自立の促進と美しい国土の創造」という表題が与えられた。この背景には、開発重視から環境重視、経済重視から社会・文化重視、アジア諸国との交流、我が国独自の少子高齢化社会と世界一体化した高度情報化社会の到来などの諸問題があり、多軸型国土構造への発想の転換があったからである。すなわち、国家中心、開発中心の国土計画の考え方とは一線を画す意味を込めていたのである。

その課題として、次の5点が挙げられた。自立の促進と誇りの持てる地域の創造、国土の安全と暮らしの安心の確保、恵み豊かな自然の享受と継承、活力ある経済社会の構

築、世界に開かれた国土の形成である。

具体的には、副題に地域の自立の促進と美しい国土の創造と謳っている如く、4つの国土軸を設定し多軸型国土構造形成を行うとしている。すなわち、従来の太平洋ベルト地帯であるところの西日本国土軸に加え、北東国土軸、日本海国土軸、太平洋新国土軸の4つの国土軸が相互に連携することにより形成される多軸型の国土構造を目指すとしたのである。

その上で、公民・国 - 地方の役割分担による参加と連携を共通理念として、農山漁村が一体となった生活圏域を21世紀の新たな生活様式を可能とするフロンティアとして位置付け、そのような多自然居住地域を創造すること。第2に、豊かな生活空間の再生と高次都市機能の効率的発揮を促進するための大都市空間を修復、更新、有効活用、すなわち大都市圏のリノベーションを推進すること。第3に、軸上に接続・重複する複数都市の相互の連携と機能分担と進めることにより地域連携軸を展開し、自立と活力のある地域社会を創造すること。第4に、広域国際交流圏を複数形成し世界に開かれた国土の形成を促進することである。

しかし、21世紀の国土のグランドデザインは従来の国土計画の主眼であった格差是正だけではなく、不況からの是正も射程に入れなければならないという観念が一部では持たれていた。何故かならば、全総以来の計画は、公共事業による地域的景気浮揚策としては功を奏してきたからである。また大規模プロジェクトの実施ほどわかりやすい政策はなかったからである。しかしまた、開発中心の国土計画の考え方とは一線を画す意味が込められていたと前述したように、大型プロジェクトの遂行・開発優先のみでは格差是正のみならず不況脱出も困難であることも明らかになっていた。

各論において、6つの海峡横断道路やリニア中央新幹線構想も盛り込まれているが、国も地方も財政が厳しい中、従来の全総とは異なり計画期間中の投資総額の明示はしていない。大型プロジェクトの実現は、財政的にも大きな足枷を課せられることであった。

結局、この第五次の全国総合開発計画を五全総と呼ばずに21世紀の国土のグランドデザイン—地域の自立の促進と美しい国土の創造としたことは、総論に記されているように、国土形成計画自体法の見直しに進むことになる。すなわち、全総の根拠法である国土総合開発法が作られたのは1950(昭和25)年のことであり、その当時の開発優先の政策とは乖離し、グランドデザイン時代に求められたのは社会・文化の尊重と環境保全であった。根拠法自体の見直しは必然であったといえる。

1-7 国土形成計画

地域政策の根拠となっていた全国総合開発計画は、小泉内閣時代の構造改革を経て終わった。その根拠法となっていた国土総合開発計画法も、2005(平成17)年7月29日法律第89号国土形成計画法に改正された。次いで2008(平成20)年7月4日閣議決定された。

制度改正の第1の特徴は、開発中心主義からの転換である。新しい国土像として成熟社会型の国土形成である故、特性に応じて自律的に発展する地域社会や、国際競争力の強化及び科学技術の振興等による活力ある経済社会、安全が確保された国民生活、さらに地球環境の保全にも寄与する豊かな環境、美しく暮らしやすい国土の形成を図るなどが基本理念に盛り込まれている。

第2の特徴は、国と地方の協働によるビジョン造りである。全国計画の他に、ブロックごとの広域地方計画を造り、国と地方のパートナーシップで実現を図るという制度転換をしたことである。すなわち、全国計画は長期的な国土造りの指針や地方公共団体からの計画提案制度が謳われており、地方分権型の計画となっている。一方、広域地方計画は、国、地方公共団体、経済団体等で広域地方計画協議会を組織し、計画の策定に向けて主体的な役割を果たすことになっている。

同計画の計画期間は、21世紀前半期を展望しつつ、今後概ね10ヵ年間ににおける国土形成に関する基本方針、目標、基本施策を示すとされている。

戦略としては、東アジア各地域との地方の直接交流・連携、持続可能な地域の形成、災害に強いしなやかな国土の形成、美しい国土の管理と継承、多様な主体の参画からなる新たな公を基軸とする地域造りである。

2. 地域産業振興政策

2-1 終戦～1950年までの地域産業政策

戦後中小企業が簇生した理由は、政府の政策思想が経済民主化・自由競争原理に置かれていたことと、戦争が終わり新しい世の中が始まったからに他ならない。

戦後の中小企業政策は、商工省及び経済安定本部において検討され、GHQとの調整を経て、1947（昭和22）年2月に中小企業振興対策要綱が、11月には中小企業対策要綱が閣議決定されたことに始まる。1948年7月には中小企業庁設置法も制定され、中小企業政策の企画立案と実施の体制が整備されたのである。また、組織化も民主的に進められた。

(1)原則

中小企業振興対策要綱では、経営刷新の指導、商工組合による組織の合理化、復興金融公庫の中小企業向け融資の強化、商工組合中央金庫の中小企業向け融資の強化が謳われていた。

11月の中小企業対策要綱では、技術向上の指導強化、経営能率化の推進、診断・検定制度の導入、中小企業指導機構の強化を講じることが盛り込まれた。特に診断制度は、1948（昭和23）年に中小企業診断制度が発足し、52年には企業合理化促進法が制定され

た。金融についても、1949年制定の国民金融公庫法等が制定された。

1948年の中小企業庁設置法では、中小企業の独立性と経済力集防止の任を中小企業に求め、一方では公平な事業機会の確保と経営の刷新が盛り込まれ、1947年の独占禁止法と対になって、中小企業の保護育成が企図されていた。これは経済民主化・自由競争原理との政策思想の具現化といえる。

しかしながら、資金、資材の不足する中において、傾斜生産方式の慣性が働いている大企業・大資本に対して、中小企業政策が十分な効果を上げることは無理なことであった⁹⁾。

(2)組織化

中小企業の組織化については、自主化・民主化が徹底されなかった商工協同組合法に代わり、1949(昭和24)年に中小企業等協同組合法が制定され、商工会議所と商工会に関する法律も制定された。また、中小商業対策としての1956(昭和31)百貨店法も制定された。これ等は、戦前の工業組合や商業組合とは異なり、その要件を、任意加入、任意脱退、議決権平等の相互扶助的任意団体として、準則主義による届出制による設立が可能であった¹⁰⁾。

1957(昭和32)年11月には中小企業団体の組織に関する法律が制定された。これは、協同して経済事業を行うために必要な組織又は中小企業者がその営む事業の改善発達を図るために必要な組織を設けることができるようにすることにより、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする法律である。これにより、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会等を設立することが可能となった。また中小企業団体中央会も設置された。

また、主務大臣に員外者に対し、強制加入や事業活動規制を命じる権限が与えられた。これにより、同業の員外者や取引先等の間で調整事業や取引条件などが必要となる場合、組合協約が結ばれることとなった¹¹⁾。

中小企業団体の組織に関する法律が制定される1年前1956(昭和36)年には、親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめ下請事業者の利益を保護のために、下請代金支払遅延等防止法が実施された。朝鮮戦争休戦後の反動不況期に下請代金の遅延等が社会問題化したためであった。下請業者の責に帰すべき理由がないにも拘わらず下請業者の給付の受領を拒むことや、下請代金を遅延なく支払わないこと、下請業者の責に帰すことができないにも拘わらず下請代金を減額し、あるいは給付したものを引き取ることなどが、親会社の禁止事項に定められた。

2-2 1950~1960年代の地域産業政策

1963(昭和38)年には中小企業基本法が施行された。本節では、同法と関連して、近代

化・高度化に関連する政策について触れる。近代化・高度化関連の政策は、①中小企業近代化促進法、②1956(昭和31)年の中小企業振興資金助成法、1967(昭和42)年の中小企業事業団法、③1963年の中小企業指導法、④1949(昭和24)年公布の中小企業等協同組合法と1957(昭和32)年の中小企業団体の組織に関する法律、1962(昭和37)年公布の商店街振興組合法、⑤1959(昭和34)年の小売商業調整特別措置法、1973(昭和48)年の中小小売商業振興法、⑥1976(昭和51)年の中小企業事業転換対策臨時措置法、⑦1978(昭和53)年の特定不況地域中小企業対策臨時措置法等々、すなわち近代化促進、高度化融資、指導・診断、事業協同組合、保険共済組合、小売振興、事業転換支援、不況対策等、様々な観点から取り組まれてきた。ここでは代表的なものに触れるに留める。

基本法第1条には政策の目標として、中小企業が国民経済において果たすべき重要な使命にかんがみて、国民経済の成長に即応し、中小企業の経済的社会的制約による不利を是正するとともに、中小企業の自主的な努力を助長し、企業間における生産性等の諸格差が是正されるように中小企業の生産性及び取引条件が向上することを目途として、中小企業の従事者の経済的社会的地位の向上に資することにある、と規定されている。

具体的施策として同法では、1)設備の近代化、2)技術の向上、3)経営管理の合理化、4)企業規模の適正化、事業の共同化(工場・店舗等の集団化)、事業の転換等々構造の高度化、5)過度の競争防止、下請取引の適正化、6)輸出の振興その他需要の増進、7)事業活動の機会適正化、8)労働関係の適正化を挙げている。

また、同年、同法の趣旨に沿って中小企業近代化促進法が制定された。同法の趣旨は、中小企業をめぐる経済事情の変化に対処してその成長発展を図るため、その実態に即した中小企業近代化計画を策定し、中小企業の構造改善を推進するための措置を講ずること等により、中小企業の近代化を促進し、もつて国民経済の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することであった。そのため次の4つの支援策が計画された。

1)近代化を図るべき業種の内、事業活動の担当部分が中小企業によって担われている場合、それ等当該中小企業の近代化計画を策定する。2)近代化計画には、目標年度における品質、生産費、適正生産規模等の目標を設け、さらに設備の近代化、経営管理の合理化等、必要とされる事項を定める。3)主務大臣は、必要に応じ、中小企業者に勧告することができる。4)近代化計画のための資金の確保、合併、共同出資等を促進するために、課税特例措置、設備近代化割増償却制度の創設等、税制上の優遇措置や事業転換の指導等の総合的な助成を行う。

近促法制定の背景には、1963(昭和38)年当時の中小企業政策が重要視していた「二重構造論」が存在していた。二重構造論とは、『昭和32年度経済白書』に「近代的大企業、他方に前近代的な労資関係に立つ小企業及び家族経営による零細企業と農業が両極に対立し、中間の比重が著しく少ない」と記述された認識である。指定業種には、金属製玩具、絹・人絹織物、メリヤス編物、機械すき和紙、銑鉄鋳物、焼酎、醤油醸造など、当初20業種、後に23業種が指定された。このように業種を指定しているが、政策思想的

には中小企業基本法と同じであった¹²⁾。

1969(昭和44)年には近促法は改正され、構造改善制度が創設されることになった。これは、従来の近促法が個々の中小企業を対象としていたのに対して、改正近促法では業種を単位とする施策となった¹³⁾。

中小企業基本法と中小企業近代化促進法では、中小企業の現状を過少過多、過剰競争状態と認識していた。それ故、適正規模化を図るべきであると考えたのである。また、近代化概念を、基本法の目的の1)のように設備の近代化と捉えていた。しかしながら、適正規模の基準は誰にもわからないことであった。また、事業の共同化は、独自技術の喪失や場合によっては事業の喪失に繋がることもあり得る。すなわち、基本法や近促法でいうところの近代化や集約化は、物的生産効率を高めることには寄与するが、その恩恵を誰もが享受することは本来的に不可能だったのである。

これ等以外にも近代化・高度化関連の法令としては、工業、鉱業、電気事業、ガス事業、運輸業、土木建築業、水産業その他政令で定める事業における技術の向上及び重要産業の機械設備等の急速な近代化を促進すること並びに原材料及び動力の原単位の改善を指導勧奨すること等によって、企業の合理化を促進し、もつてわが国経済の自立達成に資することを目的とするとして、企業合理化促進法が1952(昭和27)年に施行された。これにより、重要機械の特別償却制度が実施され、企業の設備投資の促進策が具体化された。また、同促進法の経営診断に関する章は後に分離され、1963(昭和38)年中小企業指導法となった。

それ以外にも冒頭触れた1967(昭和42)年の中小企業振興事業団法に基づく中小企業振興事業団が設置された。同事業団は、中小企業の経済的社会的存立基盤の変化に対処し、中小企業構造の高度化を促進するために必要な指導、資金の貸付け等の事業を総合的に実施するとともに、中小企業の経営管理の合理化及び技術の向上を図るために必要な研修、指導等の事業をあわせて行なうことにより、中小企業の振興に寄与することを目的としていた。現在の独立行政法人中小企業基盤整備機構に繋がっており、多くの政策が現在にも生かされている。

2-3 工場三法

全総の過密過疎解消との目的、そして高度経済成長に伴う公害問題等の解消と軌を一にするように、1959(昭和34)年首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律が制定された。さらに、1964(昭和39)年には近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律が制定された。この2つで工場等制限法と総称された。これに1972(昭和47)年に制定された工場再配置促進法と1973年の工場立地法をもって、工場三法と総称された。

さて、首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律は、工場及び大学等の

新設及び増設を制限し、もつて既成市街地への産業及び人口の過度の集中を防止し、都市環境の整備及び改善を図ることを目的とする法律であった。近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律も同様である。

何れも2002(平成14)年、産業の空洞化が深刻になってから廃止された。工場再配置促進法も2006(平成18)年に廃止となった。三法の内残っているのは、工場立地法のみである。

2-4 1970～1980年代の地域産業政策

(1)70年代の主な中小企業政策

70年代は、国際化の進展、石油危機、変動相場制への移行、構造不況、公害問題、過密化問題の深刻化など様々な問題が顕在化した時代であった。中小企業政策もこれ等を反映し、多様化している。

60年代の二重構造の是正に向けた中小企業基本法に基づく近代化・高度化や不利是正等に関する法律の他、特に1970年以降は不利是正関連や、構造不況や通貨調整・特惠供与の影響を受けた特定業種や地域の中小企業の事業転換等を促進するための臨時的な措置が取られた。

不利是正・振興施策関連では、1970(昭和45)年、下請中小企業振興法が実施された。不利是正のみでは、1956(昭和31)年に下請代金支払遅延防止法があったが、これは振興策に重心を置くものであり、下請中小企業の経営基盤の強化を効率的に促進するための措置を講ずるとともに、下請企業振興協会による下請取引の斡旋等を推進することにより、下請関係を改善して、下請関係にある中小企業者が自主的にその事業を運営し、かつその能力を最も有効に発揮することができるよう下請中小企業の振興を図り、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としていた。

同法では下請会社のみならず、親会社もその対象となり、通産大臣が策定した下請企業と親会社によるべき振興基準に基づき指導助言が行われた。その基準とは、1)下請業者の生産性向上、製品の品質・性能の改善に関する事項、2)親会社の発注分野の明確化、発注方法の改善に関する事項、3)下請業者の設備の近代化、技術の向上、事業の共同化に関する事項、4)単価の決定方法、納品検査の方法、その他取引条件の改善に関する事項、5)下請事業者の組織化の推進に関する事項、6)下請中小企業の振興のために必要な事項、であった¹⁴⁾。

1963(昭和38)年中小企業基本法とともに制定された中小企業近代化促進法が、1975(昭和50)年に改正された。石油危機と変動相場制への移行による構造不況に対処するためであった。対処法は、異分野への転換・進出を後押しすることであった。

中小企業基本法第五条三で、中小企業者が経済的社会的環境の変化等に即応して行う事業の転換を円滑にするために必要な施策を講じる、としていたことが制度化された形

であった。

事業転換を総合的に支援する措置としては、1976(昭和 51)年の中小企業事業転換対策臨時措置法の制定を挙げることができる。同法は、不況や需要減少により事業活動に支障を生ずる業種を全国的または地域を限って指定し、この指定業種に属する中小企業の事業転換を、資金、税金、雇用対策、情報の収集や調査の面で、国や地方公共団体が支援するものであった¹⁵⁾。

同法は、1986(昭和 61)年に制定された特定中小企業者事業転換対策臨時措置法に引き継がれている。

また、1977(昭和 62)年には、中小企業の事業活動の機会のための大企業の事業活動の調整に関する法律と中小企業倒産防止共済法が制定された。前者の分野調整法は、大企業の事業活動を調整することにより、中小企業の事業活動の機会が不当に侵されることなく適正に確保され、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするものであった。後者の倒産防止法は、急激な円高による中小企業の倒産件数の増加を背景に、倒産防止を目的に制定された法律である。同法はその第一条に、中小企業者の相互扶助の精神に基づき、その抛出による中小企業倒産防止共済制度を確立し、中小企業の経営の安定に寄与することを目的とする、と謳っており、経営安定化のための共済制度であった。

特定不況業種対策としては、1978(昭和 63)年の特定不況地域中小企業対策臨時措置法がある。同法は旧城下町法と呼ばれる如く、業種に関係なく不況地域の大企業を中心とした中小企業を助成対象とするものであった。救援策は、経営安定資金や事業転換資金の確保、中小企業近代化資金等助成法による貸付金の償還期間の延長、中小企業信用保険法による保証の督励措置、課税の特例措置、工場誘致等による工場新設の促進、下請取引の広域斡旋、公共事業の実施に関する配慮等が行われた。

旧城下町法に先立つ 1974(昭和 59)年、地域単位で中小企業構造の改善を進めていく観点から、伝産法と略称される、伝統的工芸品産業の振興に関する法律が制定された。また 79 年には、業種別を基本としつつ産地振興を図る産地中小企業対策臨時措置法が制定された。これ等旧城下町法、伝産法、産地法 3 つの法律は地域振興の視点に立った中小企業政策の先駆けとなった¹⁶⁾。旧城下町法は、80 年に改正され、特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法、すなわち新城下町法となり、産地法は 86 年に制定された特定地域中小企業対策特別措置法に受け継がれた。これ等の事業転換や地域振興政策は、1985(昭和 60)年のプラザ合意以降、中小企業の構造転換政策として本格化することとなる。

2-5 1980年代の地域産業政策

80年代になると、前述の新産業都市計画や工業整備特別地域計画、首都圏工業等制限法、近畿圏工業等制限法等の施策では、過疎過密問題を解決できないことが明らかとな

った。全総も見直しを迫られることになるのだが、地域産業政策も転換することになる。

80年代の産業政策ビジョンでは、国主体ではなく、地域が主体となって地域産業の振興ビジョンを作成し国がそれを支援するという立場に転換した。

これはテクノポリス構想といわれる。すなわち、先端技術産業、研究開発機能、住環境を結び付け、我が国の技術立国化と地域文化を同時に実現しようという試みである。このような構想が生じた理由は、1980年代前半に起こった第2次ベンチャーブームと、エレクトロニクスや新素材、バイトテクノロジーなどのハイテクブームによっている。同構想のために、高度技術工業集積地域開発促進法(テクノポリス法)が1983(昭和53)年に制定された。

前述したように、74年の伝産法や79年の産地法により、業種だけでなく地域を指定する施策も現れたが、これ等は業種振興のために地域が指定されたに過ぎなかった。しかし、80年代に入ると、四全総の契機の1つとなったハイテク産業の国際的な評価の高まりとともに新たな地域格差が顕在化する事態となり、中小企業を地域の産業集団として捉え、地域振興のためにその支援策を講じることが試みられた。事実、札幌バレーなど、幾つかの地域では同業種の集積が見られるようにもなっていた。

(1) 地域振興策

主な地域振興策としては、地場産業総合振興対策と特定地域振興対策が挙げられる。地場産業総合振興対策は、地域内の複数の業種を地場産業として捉え、振興を図るというもので、都道府県知事の作成する地場産業振興ビジョンに基づき複数の地場産業組合が実施する振興策を国が助成するものである。この施策により、地場産業振興センターが全国41カ所に設置された。

特定地域振興対策は、企業城下町や輸出型産地の安定を図るために、中小企業の新分野への進出を図り、同時に当該地域への企業投資を誘導するものであり、主な施策としては前出の特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法と産地中小企業対策臨時措置法を併せて特定地域中小企業対策臨時措置法が1986(昭和61)年に制定された。これは、中小企業者の事業活動に著しい支障が生じ、かつ雇用事情が著しく悪化している特定地域において、中小企業者について新たな経済的環境への適応を円滑にするための措置を講ずることにより、別途講じられる失業の予防、再就職の促進等の措置と相俟って、当該地域における経済の安定等に寄与することを目的とするものである。同法に基づき、円高で打撃を受けた下請企業に対して技術支援や新分野進出支援、取引斡旋事業拡大の措置が講じられた。

技術支援策についても変化が見られた。従来の技術支援策は中小企業への新技術の移転・普及であったが、80年代には中小企業への技術開発支援が開始された。主なものとしては1985(昭和60)年施行の中小企業技術開発促進臨時措置法が挙げられる。

同法は、技術革新の急速な進展及び需要構造の著しい変化に対処して中小企業が行う

技術開発を促進するための措置を講ずることにより、中小企業の技術の向上を通じて、中小企業の振興と我が国産業技術の調和ある発達とを図る意図で施行された。この背景には、やはりハイテクブームと第2次ベンチャーブームがあった。

同法によって、先端技術分野を対象に中小企業者とその組合が技術開発計画を作成し、知事の認可を受けることによって中小企業金融公庫や国民金融公庫の低利融資の対象となり、また技術研究日補助や試験研究費の一部につき税制優遇措置を受けることができた。しかし、1985年～1995年の10年間で個別中小企業50社と150組合を認定するに留まった。このように乏しい実績しか残せなかった原因は、1985年のプラザ合意による急激な円高のために第2次ベンチャーブームが施行後まもなく終焉したこともあるが、用意された技術高度化補助金が組合だけを対象にするなど、個別中小企業は認定を受けてもメリットが少なかったことが大きい。中小企業技術開発促進臨時措置法は、元気の良い個別中小企業を初めて法的に支援したということで、中小企業政策上、画期的なものではあったが、組合という括りを設けることで自由度を失ったのである。

プラザ合意以降、政府は中小企業に対して、新分野進出を支援する施策を様々実施した。例えば、円高の影響を受けた業種に対しては、1986(昭和61)年の特定中小企業者事業転換対策臨時措置法がある。これは、前出1976(昭和51)年の中小企業事業転換対策臨時措置法の代わりに制定された法律である。旧法では、現事業の縮小割合と転換事業の全事業に占める割合がそれぞれ5割以上であることが要件とされていたが、新法では三分の一とするなど支援対象を広げ、積極的に事業転換の促進を試みた。主な取組みは、1976年の中小企業事業転換対策臨時措置法を引継いだ1986(昭和61)年施行の特定中小企業者事業転換対策臨時措置法である。旧法では、現事業の縮小割合を転換事業の全事業に占める割合がそれぞれ半分以上であることが要件とされていたが、新法では三分の①以上とするなど支援対象が広がった。

(2) 異分野連携

新分野進出促進策の一環として、異業種連携も注目を集めた。1981(昭和56)年の技術交流プラザ事業を契機として、異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する臨時措置法が1988(昭和62)年に施行された。新たな経済的環境に即応した中小企業の創意ある向上発展を図ることが目的であった。

(3) その他の施策

その他の施策としてはインキュベータがある。80年代に設置されたインキュベータの多くは第三セクター方式であった。これについては、技術革新、情報化、国際化など経済環境の変化に対応した民間による施設づくりを促進し、内需拡大を進める目的で1986(昭和61)年5月に施行された民間事業者の能力活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法がある。税制優遇や補助金などの支援が行われた。しかし、インキ

ュベータへの入居率は低かった。

また、経営体質強化資金もあった。主なものとして、1989(平成元)年に特定新規事業実施円滑化臨時措置法があった。これは、所謂ベンチャー企業と呼ばれる企業のように、画期的な技術やノウハウ、アイデアを持つ企業等が商業ベースでの商品の生産等を開始するスタートアップ段階を支援する施策であった。また1953(昭和28)年に発足した中小企業金融公庫による各種貸付制度もあった。

注

- 1) 粕谷(1971), p.179.
- 2) 1947(昭和22)年2月15日閣議決定「中小企業振興対策要綱」。
- 3) 大来(1967), pp.236-237.
- 4) 藤井(2010)によると新産業都市建設という着想は、1960年に讀賣新聞社が提案した100万人都市建設構想によるとのことである(p.8)。
- 5) 図1-1より、鹿島から周南まで、ほぼ直線状に位置することがわかる。
- 6) 藤井(2010), p.10.
- 7) 米花(1983), pp.69-70.
- 8) 1969(昭和44)年5月30日閣議決定「全国総合開発計画」。
- 9) 有田(1999), pp.19-20.
- 10) 有田(1999), p.22.
- 11) 有田(1999), p.37.
- 12) 中村他(1981), pp.160-163。ピリング(2014)は「家族経営を営む町工場に過ぎない」...「これらの企業は、戦後ドイツの高度成長を支えたミッテルシュタントのような存在で、大企業にとっては緩衝材として機能し、元請けから容赦なく搾取された」と下請企業を描写する(p.198)。搾取とは、「あらゆる負荷は、労働条件が厳しく、雇用が不安定な中小企業に押し付けられた。これによって大企業だけが、社員に終身雇用と年功序列を保証する寛大な『社会契約』を成立させることが可能となった」と述べるように、下請である中小零細企業が皺寄せを被ったということである(p.198)。
- 13) 有田(1999), pp.60-61.
- 14) 有田(1999), p.60.
- 15) 河村、武田(2014), p.9.
- 16) 有田(1999), pp.70-89.

(つちや ゆきひさ・経営学)

2017年3月16日 第1版